平成31年度しまね環境保全活動助成金

2次募集を行います

しまね環境保全活動助成金は、島根の豊かな自然環境や、かけがえのない地球環境を
次世代へと引き継ぐために、主体的に活動するみなさんを支援する制度です。

募集受付期間

平成31年3月1日~5月10日

対象となる活動期間

2019年4月1日~2020年2月29日

■助成対象となる団体

環境保全を目的に、営利を目的としない活動を行う以下のすべての要件を満たす団体が対象となります。

- 民間非営利団体（ＮＰＯ、公益法人、一般財団法人、一般社団法人及び法人格を持たない任意団体やグループ等）であること。
- 10人以上の会員を有すること。
- 団体の代表者が明らかで、団体の定款や寄付行為、または規約が定まっていること。
- 島根県内に活動の本拠地があり、島根県内で活動を行う団体であること。
- 金融機関に申請団体名義の口座があり、確実な経理処理ができること。
- 未成年者のみで構成された団体でないこと。
- 政治活動、宗教活動を目的とせず、また、反社会的勢力と関わりがないこと。

■助成対象となる活動

自然とのふれあいの推進
- 自然保護活動、自然観察会などの企画・実施

生物多様性の確保
- 野生動植物や生態系の保全を目的とする活動

水環境の保全
- 家庭、地域における水環境保全の取り組み

森林、農地、漁場の保全と活用
- 森林づくりや里山、里海の保全、海岸や水辺の保全を目的とする活動
- 環境イベントや自然体験を通じ、森林、農地、海辺の保全を呼びかける活動

地球温暖化対策の推進
- 地球温暖化の主原因であるＣＯ２削減につながる活動
- 日常生活における省エネルギーの徹底（電気、ガス、灯油、水道等の使用量削減、エコドライブの普及など）
- 身近な再生可能エネルギーを活用する生活スタイルの提案、普及など

環境への負荷の少ない循環型社会の推進
- ゴミの排出抑制、再使用、再生利用の実践

環境教育・環境学習の推進
- 水や緑など自然環境と積極的にふれあい、子どもたちの中に環境を守り育てる心を育てる取り組み
- 環境保全につながる「生活の知恵」を年輩者が若年者に伝える取り組み

対象となる活動の要件

本助成金の対象となる活動は、以下の活動をすべて含む活動でなければなりません。

- 自らが活動の主体となる実践的な活動
- 普及啓発を伴う活動
- 広く多くの人々に利益をもたらす活動
- 新たな活動の立ち上げや、継続的な活動の改善
- 継続性や発展性のある活動

申請する事業について事前にご相談ください

受付時間
月曜から金曜（平日）
9:00~17:00

TEL：0852-67-3262

FAX：0852-67-3787

メール:kadowaki@nature-sanbe.jp（担当:門脇）

公益財団法人しまね自然と環境財団

■制度の概要一覧

対象団体	民間非営利団体　●ＮＰＯ法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人などの非営利法人 ●法人格を持たない任意団体やグループ等	
助成金額	5万円以上80万円以内	
申請団体	法人格を持たない任意団体やグループ	ＮＰＯ法人、公益法人、一般財団法人 一般社団法人
対象となる経費	①諸謝金　②旅費交通費　③消耗品費　④賃借料　⑤通信運搬費　⑥印刷費　⑦保険料	
	⑧委託費　対象経費の1／3以内	⑧委託費 ⑨臨時雇賃金　} 対象経費の1／3以内
助成率	対象経費の2／3以内（千円未満は切り捨て）	
活動期間	2019年4月1日～2020年2月末日	
助成回数	同じ内容の活動で最大3回　※申請は毎回必要で、その都度審査を行うので必ず3回認められると限りません。	

【注　意】計上できる経費には、金額の上限や団体の法人格の有無による制限があります。

・消耗品は1品単価50,000円以内とします。
・臨時雇賃金は、法人格を有する団体のみ計上できます。
・委託費、臨時雇賃金の合計額は、対象経費の1／3が上限となります。

■制度のスケジュール

申請する前に

申請する事業は、事前に電話やメール等でご相談ください。

■事務局では申請書の作成をサポートします。事業については、事前にご相談ください。

応募する

■「しまね環境保全活動助成金申請の手引き」をよくお読みください。
■申請書はHPからダウンロードしてください。
<エコサポホームページ>http://www.nature-sanbe.jp/eco/bounty.html
■必要書類を事務局へ郵送または持参してください。
【応募期間】平成31年3月1日（金）～5月10日（金）（郵送の場合、当日消印有効）

審査と交付の決定

■審査会（書類審査）の後、結果については文書をもってお知らせします。
平成31年度2次募集の結果通知は7月上旬頃を予定しています。

事業の実施と概算請求

■採択された場合、交付決定額の7割を上限に概算請求することができます。
「活動の手引き」をよく読み、適切に事業を実施してください。

実績の報告と精算

■活動終了後、期限までに実績報告書をご提出ください。
【提出期限】2020年2月末日
■提出された実績報告書を精査し、確定通知をお送りしますので、精算払請求書を提出してください。
■請求書を受理後、およそ2週間で口座へ振り込みます。

お問合せ先

しまねエコライフサポートセンター **エコサポしまね**
TEL0852-67-3262　FAX0852-67-3787
メール:kadowaki@nature-sanbe.jp 担当:門脇
〒690-0887松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター（タウンプラザ2F）　※くわしくは エコサポしまね 検索